

以下の事実について、X、Yの罪責を論じなさい。

- 1 A 学園は、中学校、高等学校から成る学校法人であり、Xは、その理事長として、同学園の運営、施設管理や資産運用等の業務全般を統括管理していた。一方、Yは、B 病院の院長である。A 学園の高等学校に看護科があったことなどから、XとYは親しい関係にあった。
- 2 B 病院は、経営難に陥っており、金融機関から融資が受けられない状態にあった。そこで、Yは、Xに対し、A 学園から B 病院に 5000 万円を融資してくれるよう依頼した。Xは、B 病院による返済の可能性がないことは分かっていたが、「君の頼みだから断れないな。その代わりに、私個人に 100 万円を用立ててくれ。それと、うちの看護科の生徒を B 病院で優先的に就職させてくれ」という条件を出した。Yがこれを了承したため、Xは、6 か月後を返済期限として、A 学園の資金から B 病院に無担保で 5000 万円を融資することとした。
- 3 A 学園では、融資等の支出の際には理事会の承認を得るなどの手続が定められていたが、A 学園の運営は、ほとんど X が独断で決めており、理事会は、書類のやり取りなどで形式的に済まされることが多かった。Xは、B 病院への融資についても書類の送付により理事会の承認を得たこととし、A 学園の資金が預金されている C 銀行 D 支店の A 学園名義の普通預金口座から 5000 万円を E 銀行 F 支店の B 病院名義の普通預金口座に送金した。 Yは、こうした事情をすべて認識していた。

Xの権限

横領・背任の  
意思連絡

動機

手続

X：横領？  
背任？

検討の順序は、  
横領罪→背任罪

4 他方、B病院では、副院長 G が Y の経営責任を厳しく追及し、Y と対立していた。そこで、Y は、G の立場を悪くするため、夜間、G が副院長室の机の中に保管している機密資料のファイルを持ち出した。その際、Y は、「明朝の会議で使うファイルだから、これが紛失すれば G が責任を問われる。ただ、ファイルを B 病院の封筒に入れて交番に届けば、遅くとも明日の昼には確実に G の手元に戻ってきて、実害は発生しないだろう」と考えていた。Y は、持ち出した G のファイルをすぐに B 病院から約 50 m 離れた交番に拾得物として届けた。

5 翌日の昼ころ、交番から B 病院にファイルについて問合せがあり、ファイルは G に返却された。

Y：窃取

不法領得の意思？

返還意思と  
毀棄隠匿目的  
に着目して、  
論点を発見